問題1 神奈川県にあるA市の水道局のX部長は、アメリカにある大学BのY 教授と共同で、下水道から有害な重金属を除去するための試験を実施す るため、来月、輸出令別表第1の3の項(2)に該当するポンプ2セッ トを大学Bの研究所に輸出する予定である。この場合、A市は、地方公 共団体なので、輸出許可の取得は不要である。

正解は、×。リスト規制に該当する貨物を外国に輸出する場合は、原則、輸出許可が必要である。また、例外規定である輸出令第4条第1項には、地方公共団体が輸出者となる場合の例外規定はないので、A市は、輸出許可を取得する必要がある。

問題2 東京にある貿易会社Aの海外営業部のX課長は、YウルにあるITメーカーBより、Aマートフォン用の電子部品 α の注文を受けた。X課長は、直ぐに電子部品 α を製造している大阪の電子部品メーカーCに発注し、該非判定書を入手したところ、「電子部品 α は、輸出令別表第1の1から15の項には該当しないが、16の項に該当する。」と記載されていた。この場合、貿易会社Aは、当該電子部品 α を輸出する際、輸出許可を取得する必要がある。

正解は、×。この場合、輸出予定の電子部品αは、輸出令別表第1の16の項に該当しており、仕向地の大韓民国は、ホワイト国なので、キャッチオール規制の規制対象外となり、輸出許可は不要である。

問題3 京都にあるA大学のX教授は、先月、ベルリンにある書店で、次世代 半導体製造技術に関する研究論文が掲載されたドイツ語の雑誌を購入し た。X教授は、当該雑誌を読み終えたので、アメリカの大学院に留学中 の長男Yに国際郵便で日本から送る予定にしている。この場合、仮に当 該雑誌に外為令別表の7の項に該当する技術が記載されていたとしても、 この技術情報は、「公知の技術」にあたるので、X教授は、役務取引許可 を取得することは不要である。

正解は、○。 X 教授がベルリンにある書店で、購入した外国語の雑誌は、 リスト規制に該当する技術が掲載されていたとしても、貿易外省令第9 条第2項第九号イの「公知の技術を提供する取引」にあたる。よって、 当該雑誌を日本から外国に郵送する場合、役務取引許可は不要である。

問題4 横浜にある工作機械メーカーA(以下「メーカーA」という。)は、リスト規制に該当する貨物や技術をいくつか取り扱っていることから、輸

出管理内部規程に基づき社内の管理を実施している。メーカーAでは、 今年8月にシンガポールに販売子会社Bを設立したが、販売子会社Bの 実状から判断して、リスト規制該当貨物や技術があることから、輸出管 理の指導やサポートを行っている。メーカーAの対応は、適切である。

正解は、〇。平成6年6月24日付けの「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」(大臣通達)の(2)の⑧では、「子会社及び関連会社に対し、当該企業の実状に即した安全保障輸出管理に関する適切な指導を実施すること。」と規定されている。

また、平成18年3月3日付けの「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」(大臣通達)の2の(7)でも「懸念貨物等が、第三国を経由して懸念国に渡る事例が世界的に見られるところ、海外子会社において、これらの懸念貨物等の拡散に関与したことが明らかになれば、企業の社会的責任が問われかねないことを十分認識の上、海外子会社における輸出管理社内規程の策定等を通じた輸出管理の厳格な指導を行うこと。」と規定されている。メーカーAは、リスト規制該当貨物や技術がある販売子会社Bの実状から判断して、輸出管理の指導やサポートを行っており、適切な対応といえる。

問題5 大阪のメーカーAのX営業課長は、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの企業B(懸念区分は、核)から、リスト規制に該当しない周波数変換器(大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例での懸念用途は、核兵器)10台の引き合いを受けた。X営業課長は、当該周波数変換器を何に使用するのか企業Bの担当者に用途を尋ねたところ、「企業秘密で話せない。あまり細かなことをきくのであれば、ドイツや韓国のメーカーに発注する。」と言われたので、それ以上質問はできなかった。仮にメーカーAが、企業Bから受注し輸出する場合、輸出許可の取得は不要である。

正解は、×。「輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン」(明らかガイドライン) の16では、外国ユーザーリストに掲載されている企業等の関与が懸念されている懸念区分と輸出する貨物等が「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」の懸念用途に一致しないことを求めている。

本問では、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの企業B (懸念区分は、核) に、リスト規制に該当しない周波数変換器 (大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例での懸念用途は、核

兵器) 10台の引き合いを受けている。この場合、**懸念区分と懸念用途が一致**しており、かつ、パキスタンの企業Bは、用途についても強く回答を拒んでいることから、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件にあたり、輸出許可が必要である。

問題6 中華人民共和国は、輸出令別表第3の地域(ホワイト国)ではないが、大韓民国は、輸出令別表第3の地域(ホワイト国)である。

正解は、○。中華人民共和国は、輸出令別表第3の地域(ホワイト国)ではない。大韓民国は、問題2でも説明したようにホワイト国である。

問題7 国際輸出管理レジームの一つであるオーストラリア・グループは、イラン・イラク戦争における化学兵器の使用を契機として発足した。

正解は、〇。オーストラリア・グループは、イラン・イラク戦争の際に 化学兵器が用いられていたことが発覚したことから、1985年に設立 された国際輸出管理レジームである。

問題8 横浜のソフト開発メーカーAの技術課長Xは、注文を受けたソフトウエア α が、リスト規制に該当し、役務取引許可が必要な技術であったにもかかわらず、許可を得ないで、ニューヨークにある子会社Bにソフトウエア α を提供した。この場合、技術課長Xは、外為法の規制を知らなかったので、ソフト開発メーカーAは、外為法違反に問われることはない。

正解は、×。外為法は、行政刑法の1つである。よって、刑法第8条により、刑法第1編総則の規定の適用を受ける。刑法第1編総則にある刑法第38条第3項では、「法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減軽することができる。」と規定されているので、外為法の規制を知らなかったとしても、外為法違反に問われる。

問題9 外為法第25条第1項も外為法第48条第1項も、「国際的な平和及び 安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める」 という規定で始まっているが、前者の場合の政令は、外国為替令を指し、 後者の場合は、輸出貿易管理令を指す。

正解は、○。外為法第25条第1項の政令は、外国為替令を指し、外為

法第48条第1項の政令は、輸出貿易管理令を指す。

問題10 横須賀にある米軍基地内の娯楽施設に液晶テレビ5台を納品することは、「輸出」にあたらない。

正解は、〇。外為法には、「輸出」の定義はない。しかし、運用通達には、「輸出の時点」について、規定がある。それによれば、**輸出の時点は、**運用通達0-2の(イ)及び(ロ)などの特別な場合を除き、**貨物を本邦から外国へ向けて送付するために船舶又は航空機に積み込んだ時**と規定されている。したがって、液晶テレビ5台を横須賀にある米軍基地内の娯楽施設に納品することは、「輸出」にあたらない。

問題 11 輸出令別表第 1 及び外為令別表の 2 の項は、MTCRに基づく規制である。

正解は、×。MTCRに基づく規制は、輸出令別表第1及び外為令別表の4の項に規定されている。輸出令別表第1及び外為令別表の2の項は、原子力供給国グループ(NSG)に基づく規定である。

問題 12 大阪にある測定装置メーカーAは、1年前に輸出令別表第1の6の項に該当する測定装置1台をタイにある日系の自動車部品メーカーBに輸出許可を取得して輸出したが、落雷で故障したため、近日中に日本に戻し、修理する予定である。修理後、貨物の仕様に変更がなければ、タイに戻す際、メーカーAは、再度、輸出許可を取得する必要はない。

正解は、 \bigcirc 。輸出令第4条第1項第二号ホ及び無償告示第一号1により、「本邦において修理された後再輸出されるもの」は、再度、輸出許可を取得する必要はない。なお、当該貨物の修理代が、無償か有償かは関係がない(運用通達4-1-2 (5) (7) 参照)。

問題 13 関西にある民放のテレビ局Aの記者Xは、撮影スタッフ 2名とともに 国連武器禁輸国であるソマリアにある難民キャンプを取材するために、 リスト規制に該当しないテレビカメラ、録音機器、照明機材を日本から 現地に持ち込む予定である。この場合、経済産業大臣によるインフォー ムがない限り、キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請は不要であ る。

正解は、〇。国連武器禁輸国であるソマリアにある難民キャンプを取材

するために、リスト規制に該当しないテレビカメラ等を日本から輸出するというのであるから、大量破壊兵器キャッチオール規制にも通常兵器キャッチオール規制の客観要件にはあたらない。したがって、インフォーム要件にあたらない限り、輸出許可申請は不要である。

問題14 東京にある素材メーカーAは、家電の部品製造用に輸出令別表第1の 15の項に該当する電波吸収材(価額4万円)をシンガポールにある日 系の家電メーカーBに輸出する場合、少額特例が適用できるので、輸出 許可は不要である。

正解は、 \bigcirc 。メーカーAは、家電の部品製造用に輸出令別表第1の15の項に該当する電波吸収材(価額4万円)をシンガポールにある日系の家電メーカーBに輸出する場合、少額特例を適用することができる。

[少額特例の適用範囲]

| 輸出令別表第1の該当する項番 | | 輸出令別表第 4 の地域以外 | 輸出令別表第 4 の地域 |
|----------------|--------|-------------------|-----------------|
| 1 の項 | | × | |
| 2~4 の項 | | × | |
| 5~13 の項 | 告示貨物※ | 5 万円以下 | |
| | 告示貨物以外 | 100 万円以下 | × |
| 14 の項 | | × | |
| 15 の項 | | 5 万円以下 | |
| 16 の項 | | × | |

※告示貨物:輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物

問題 15 福岡の部品加工メーカーAは、韓国のメーカーBから部品加工の引き合いを受けたが、引き合いを受けた部品が、陸上自衛隊に納品している砲弾の部品と形状や材質がよく似ていることから、まず、経済産業省の安全保障貿易審査課に相談することにした。メーカーAの対応は適切である。

正解は、○。我が国は、武器輸出三原則の観点から、武器及びその部分品等の輸出については、厳格な規制を行っている。本問では「韓国のメーカーBから部品加工の引き合いを受けたが、引き合いを受けた部品が、陸上自衛隊に納品している砲弾の部品と形状や材質がよく似ている」というのであるから、メーカーAは、「特定貨物の輸出・役務取引・特定記

録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について(お知らせ)」の1-1の規定により、関係資料を持って、経済産業省にある安全保障貿易審査課に相談することが望ましい。「特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について(お知らせ)」の1-1では、武器に該当するおそれのある貨物や技術などについて安全保障貿易審査課が相談に応じる旨の規定がある。

問題 16 東京にある通信メーカーAは、リビアにある貿易会社Bに輸出令別表第1の9の項に該当する通信装置を輸出する場合、一般包括輸出許可を取得していれば、一般包括輸出許可を適用して、輸出することができる。

正解は、×。包括許可取扱要領の別表Aにあるように、「イラン、イラク 北朝鮮、リビア」を仕向地とする場合、輸出令別表第1の1から15の 項に該当する貨物すべてについて、一般包括輸出許可を適用することは できない。

| 仕 向 地 輸出令別表第1項番 | イラン、イラク、 北朝鮮、リビア | |
|--|---------------------|--|
| 輸出令別表第1の9の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第2号イ(二)に該当するもの | _ | |
| 輸出令別表第1の9の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの | _ | |
| 輸出令別表第1の9の項(2)、(3)、(5)、(5の2)、(5の3)、(5の4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第1号、第4号、第5号、第5号の2、第5号の3、第5号の4のいずれかに該当するもの | _ | |
| 輸出令別表第1の9の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第6号 に該当するもの | _ | |
| 輸出令別表第1の9の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの | _ | |
| 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物であって、上記を除くもの | _ | |

問題 17 外為令別表の 1 2 の項の中欄に掲げる技術とは、外為令別表の 1 2 の項に該当する技術という意味である。

正解は、〇。

問題 18 大阪のA大学は、リスト規制に該当する技術や機材を多く扱っている ことから、輸出管理内部規程と細則を整備し、近日中に経済産業省に届 け出る予定である。この場合、輸出管理内部規程の届出先は、経済産業 省の安全保障貿易審査課である。

正解は、×。「輸出管理内部規程の届出等について」という通達により、 輸出管理内部規程の届出先は、経済産業省の安全保障貿易管理課安全保 障貿易検査官室とされている。

問題 19 一般包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料の保存期間は、輸出 令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合、輸出 時から少なくとも、7年間である。

正解は、〇。包括許可取扱要領のIの5の(1)により、一般包括輸出許可の条件として、別紙1の左欄に掲げる条件等が付されている。別紙1の左欄の(4)では、「一般包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は5年間、返送に係る輸出の場合は7年間保存すること。」と規定されているので、本間は正しい。

問題 20 取引審査とは、該非判定や顧客審査、当該取引の用途等を総合的に考慮することをいい、平成 6 年の大臣通達では、企業の場合は、管理職である課長以上のものが、取引審査の最終判断権者であることが望ましいと規定されている。

正解は、×。平成6年の大臣通達の③では、「取締役以上が規制貨物等の取引審査の最終判断権者になるとともに、規制貨物等の輸出又は提供の可否について疑義のある取引の遂行を未然に防止する体制を整備すること。」と規定されている。また、平成18年の大臣通達の2の(1)でも「企業の代表権を有する者を輸出管理の最高責任者とする輸出管理体制を整備し、該非判定や輸入者・最終需要者等の審査に当たっては、事業部だけの判断に委ねず、役員以上を最終判断権者とする輸出管理統括部署において検証の上、最終的な取引の可否につき判断すること。」と規定されている。

問題 21 横浜の大学Aでは、不正な輸出等がなされないように万全を期すため、 輸出管理内部規程の履行の一環として監査を定期的に実施し、輸出管理 体制の不備や不正輸出等がないかを十分チェックすることにしている。 正解は、〇。平成18年の大臣通達の2の(8)では、「不正な輸出等がなされないよう万全を期すため、輸出管理社内規程の履行の一環として監査を定期的に実施し、輸出管理体制の不備や不正輸出等がないかを十分チェックすること。」が求められている。

問題 22 大阪の貿易会社Aは、リスト規制に該当しない高級腕時計、宝石、金製品を取扱い、毎日のように世界各地と輸出入を行っているが、高級腕時計、宝石、金製品は、大量破壊兵器にも通常兵器にも関係しないので、貿易会社Aは、外為法第55条の10第1項の輸出を「業として行う者」に、あたらない。

正解は、×。大阪の貿易会社Aは、リスト規制に該当しない高級腕時計、 宝石、金製品を取扱っており、キャッチオール規制の管理が必要であり、 また、毎日のように世界各地と輸出入を行っていることから、外為法第 55条の10第1項の輸出を「業として行う者」にあたる。

問題 23 一般包括輸出許可の申請先は、経済産業省の安全保障貿易審査課である。

正解は、×。一般包括許可の申請先は、「包括許可について(運用のための輸出注意事項)」という通達により、経済産業局又は沖縄総合事務局とされている。

問題 24 東京にある電子部品のネット通販会社Aでは、外国にある企業との取引が多いことから、数年前から輸出管理内部規程を整備し、自己管理チェックリスト等により、その確実な履行がなされているかを輸出管理統括部署が確認できるようにしている。また、状況の変化があった場合には、機動的に輸出管理内部規程を見直すようにしている。ネット通販会社Aの対応は適切である。

正解は、〇。平成18年の大臣通達の2の(6)では、「輸出管理社内規程(コンプライアンス・プログラム)を整備し、自己管理チェックリスト等により、その確実な履行がなされていることを輸出管理統括部署において確認すること。また、状況の変化があった場合には、機動的に輸出管理社内規程を見直すこと。」が求められている。

問題 25 一般包括輸出許可を適用して、輸出令別表第1の6の項(2)に該当する工作機械30台をイギリスに輸出し、現地の子会社でストック販

売する場合、需要者として予定される者等について確認を行い、かつ、 一般包括輸出許可を適用することができない第三国にて転売される予 定がないことを確認する必要がある。

正解は、×。包括許可取扱要領の別紙1の「一般包括輸出許可の条件」の(2)に対応する「許可条件の適用」の1)では、「需要者が確定していない輸出(以下「ストック販売」という。)を行う場合にあっては、需要者として予定される者等について確認を行い、かつ一般包括輸出許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認すること(いずれも輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域についての確認を行えば足りる。)。」と規定されている。したがって、イギリス向けの場合は、需要者として予定される者等について確認をすることまで求められていない。